公　示　送　達　書

下記の書類は、当市役所総務部収納課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

なお、この掲示は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に下記書類が送達されたものとみなされます。

令和８年１０月２７日

太田市長　　穂積昌信

記

１　送達する書類

差押解除通知書、配当計算書(謄本)、充当通知明細書　各１件

２　送達を受けるべき者の氏名

DA SILVA MARCOS JUNIOR